

第3回自立支援推進協議会提案資料

令和2年11月16日

西川 澄

1 56ページ 基本目標4 安全・安心に暮らせるまちの記載内容の修正

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを進めますをユニバーサルデザインを削除してバリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを進めますに修正したい。

2 64ページの(3)理解促進・広報啓発活動の充実に障害者福祉フェスティバルの開催を追加したい。

事業名	内容	担当
障害者福祉フェスティバルの開催	障害のある方に対する理解と認識を深めるために「障害者週間」などにおける <u>障害者福祉フェスティバル</u> を開催します	

3 65ページ 2 権利擁護の推進の【施策の方向】に下記の内容を追記したい

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知に努め、障害に關することや障害のある方に対する理解促進研修啓発理解の促進に取り組むとともに、差別解消センターと障害者差別解消支援地域協議会との連携により具体的取り組みを進めます。

4 66ページ20番の次に21として新規に事業を入れて欲しい。併せて22番の事業名を差別解消センターと差別解消支援協議会との連携に修正したい。

事業名	内容	担当
差別解消相談窓口（差別解消センター）の開設	差別解消法に基づく広域指導員と地域相談員を配置し差別の解消と合理的配慮の <u>提供の実現</u> に努めるとともに普及啓発を行います。	障害福祉課

22番事業名 差別解消センターと差別解消支援地域協議会との連携

5 88ページ安全・安心に暮らせるまち

現状と課題で記載している一次避難所、二次避難所の記載を削除する。

理由 内閣府の福祉避難所設置ガイドラインに二次避難場所という記載がないため。

① 一次避難所の削除

修正前：一次避難所となる学校避難所において・・・

修正後：学校避難所において・・・

89ページ 112番 事業内容の一次避難所となる学校避難所の運営 . . .

② 二次避難所の削除

修正前：二次避難所（福祉避難所）の運営方法や . . .

修正後：福祉避難所の運営方法や . . .

6 89ページ (2)防災対策の推進

① 112番を109番の下に移動

理由：112番は情報伝達の内容であるので（1）安全・安心体制の事業内容とまとめた方がよいと思う。

② 第1期～第3期の計画に記載している下記の事業を（1）安全・安心体制の事業内容に追加したい

事業名	内容	担当
音声以外のガイダンス	聴覚・言語障害者を対象に、緊急用ファックスの配置を推進します。避難所ではプラカード等も活用します	防災課 (教育) 庶務課

③ 111番の下に新たに事業を2つ追加したい。

112番

事業名 指定避難所（福祉避難所、会館避難所、学校避難所内要援護者室）の支援体制整備

事業内容 既存の4箇所の福祉避難所と会館避難所、学校内要援護者室の運営マニュアルを策定するとともに特別養護老人ホームなどを福祉避難所に指定します。

113番

事業名 在宅避難者の支援の強化

事業内容 指定避難所を使わず、自宅 知人宅などに避難する要援護者支援に当たっては民生委員を介して地域のボランティアと連携し 特に生命のリスクの高い方を優先した取り組みを計りつつ全ての方に支援が行き届くようにします

7 90ページ 地域福祉の推進 (1) バリアフリー化の促進

~~施策の方向の昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づきと修正しているが、第5期障害福祉計画では、バリアフリー推進計画の策定となっている。バリアフリー推進計画の策定を再度計画に記載して欲しい。~~

115番 事業名をバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進をバリアフリーの策定に修正をしたい。

8 92ページ 1 施設入所者の地域生活への移行

目標値設定の考え方として、本人、家族に働きかけて地域移行を希望する方をグループホーム、日中活動の場を支援して地域移行につなげると記載してほしい。

9 93ページ 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について地域包括ケアシステムの表現が介護保険との区別があいまいであることから「精神障害者が安心して暮らせる地域の支援活動の創出」と変更したい 表現を避けたい。

参考—江戸川区第5期障害福祉計画では「精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築」となっている。昭島市では従来 精神障害者が利用できるサービスは 専門職に担わされてきた。障害者総合支援法による相談 居住 日中活動 就労などの支援、たかつきクリニックと関連法人による事業、社会福祉協議会による地域権利擁護事業、障害福祉課保健師による支援、健康課地域保健係による自殺予防活動など緩やかなネットワークができている

もし これだけでよければ江戸川区の言いかえを採用してもよいが、精神障害者を支援する新たな分野を追加したいと思う。

上記の創出とした理由としては下記のとおりである

- ① 当事者によるピアサポートの創出
- ① - 1 当事者の自助グループつくりを促し活動を通じてエンパワメントとともに閉じこもりがちの方の自殺を防止します。
- ① - 2 ホームヘルパー資格を持つ当事者が家庭訪問します。
- ② 社会の人の無知や偏見からくる心のバリアを解消し精神障害者が安心して暮らせるよう啓発活動を行います。

そこで 昭島市として精神障害者が安心して暮らせる地域の支援活動の創出言い換えることを提案します

専門職による支援活動が市民の目に見えるよう、透明性の確保が肝要です。そこで選択肢の一つとして、地域支援協議会に精神障害者に関する専門部会を設ける。そのもとに①事業所連絡会、②当事者会、③家族会の3小委員会を置く。新たな入院者をださない方策を講じることを提案します

理由として退院促進を行っても、新たな入院者や再入院者を出しては精神科病院の病床削減にはつながらないため。

検討課題として、精神障害者の人権を守るという視点からケア会議への本人参加をすすめる。理由として、障害者権利条約の精神である自分たちのことを自分たち抜きに決めないでほしいということ さらに 自治医大の例入院は 任意入院のみとする

任意でない入院のひとつが医療保護入院で 全体の4割にあたりますが 任意でないにもかかわらず 医療費は本人の健康保険から支払われるという制度の不備があります。ただしやむをえない場合のために 措置入院 (全体の1パーセント) は残します。医療監察法による入院については 憲法で認められている裁判を受けれる権利を侵害するおそれがあり 本人が裁判を受けられるようサポートします。

10 93ページ 3 地域生活支援拠点等の整備

第5期障害福祉計画及び平成30年11月に行われた自立支援推進会議と地域支援協議会での懇願会での昭島市における地域生活支援拠点等の整備や障害者福祉施策資源整備の方向性の検討案の内容を踏まえて、グループホーム16床、短期入所4床、医療的ケア対応生活介護30名については、市有地に開設します。1か所にまとまらなければ複数個所に分散して設置します。総合相談窓口（基幹相談支援センター）等）をあいぽくと昭和町分室に開設します。

緊急時対応短期入所施設及びお試しの施設についても継続して検討します。

緊急時対応短期入所施設及びお試しの施設については、使用していない市の施設として、廃校になった挾島第四小学校の教室等全体の対象とします。

他に、大神町の市有地や市民交流センター建て替え事業に参画なども考えられます。

11 95ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等

障害者就労支援事業を強化して一般就労者を増やすことを入れて欲しい。

強化の内容としては地域開拓促進コーディネーターを配置すること。

12 96ページ 5 相談支援体制の充実・強化等

目標値設定の考え方 障害者（児）福祉ネットワークや事業所との連携も必要ではないか。 基幹型相談センターの記載をするときにワンストップ、24時間、365日、人を選ばず、場所を選ばず 問題を選ばず、就労支援、医療的ケア児、自発活動支援、理解促進研修啓発、計画相談、差別解消、雇用、就労相談を入れて記載してほしい。

13 96ページ 6 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

利用者からの評価や内部評価などの記載の検討